

## 災害時における緊急待避場等としての施設の使用に関する覚書

亀岡市長（以下「甲」という。）と京都国道事務所長（以下「乙」という。）とは、災害時及び災害の恐れのある豪雨時等（以下「災害時」という。）において、一般国道9号を走行中の車両等が、緊急に待避する必要がある場合の緊急待避場等として使用できるように、施設の使用に関して必要な事項を定めるものである。

### （相互協力）

第1条 甲及び乙は、本覚書の施行にあたり相互に協力するものとする。

### （対象となる施設）

第2条 甲は、災害時に乙の要請に応じて次に掲げる施設を緊急待避場等として、一般国道9号を走行中の車両に使用させるものとする。

1. 住所 京都府亀岡市曾我部町穴太土淵 33-1  
名称 亀岡運動公園【第9駐車場】（一時待避場）
2. 住所 京都府亀岡市余部町宝久保 1-1  
名称 道の駅 ガレリアかめおか（車両転回場）

### （使用条件）

第3条 乙は、前条の施設使用にあたって、車両の施設使用に必要な交通誘導等を行い、適切な管理を行うものとする。

### （現状復旧）

第4条 災害時における緊急待避場等としての使用に起因して、施設の建物及び舗装等を損壊、汚損した時は、甲乙の間で相互確認のうえ、乙の責において現状に復旧するものとする。

### （使用する施設の周知）

第5条 甲は、第2条に定める施設が災害時における緊急待避場等であることを周知するために必要な措置を講ずるものとする。

### （緊急待避場等の状況把握）

第6条 甲は、災害時において、乙からの使用要請に備えるため、あらかじめ緊急待避場等の状況を把握するものとする。

### （緊急待避場等の開設及び閉鎖）

第7条 緊急待避場等の開設および閉鎖は、甲乙の立会のもと行うものとする。

### （使用料）

第8条 災害時における緊急待避場等の使用料は無料とする。

(問い合わせの対応)

第9条 災害時の問い合わせについては乙が対応するものとし、施設の使用に伴い生じた苦情等は、その原因が甲乙いずれかの責に帰する場合を除き、甲乙協議して対応するものとする。

(覚書の有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から甲乙合意のもとに覚書を破棄あるいは変更するまでとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 2月 15日

甲 住所 京都府亀岡市安町野々神8番地  
氏名 亀岡市長 桂川 孝裕

乙 住所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808  
氏名 国土交通省近畿地方整備局  
京都国道事務所長 岩本 雅也